

帰還困難区域の特別通過交通について

平成 24 年 12 月 14 日
平成 25 年 6 月 3 日改定
平成 26 年 1 月 1 日改定
平成 26 年 2 月 22 日改定
平成 26 年 9 月 15 日改定
平成 26 年 12 月 6 日改定
平成 27 年 2 月 28 日改定
平成 29 年 9 月 20 日改定
平成 30 年 4 月 19 日改定
平成 30 年 6 月 15 日改定
平成 30 年 8 月 2 日改定
平成 31 年 3 月 25 日改定
令和元年 9 月 5 日改定

帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議

原子力災害現地対策本部

福島県
田村市
南相馬市
川俣町
広野町
楢葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町
葛尾村
飯舘村

今回の申し合わせに参加する関係市町村等の復旧・復興の推進を図るため、関係市町村等は、帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議を設置し、帰還困難区域が設定されている市町村、旧警戒区域の市町村等関係市町村において、復旧・復興に資する用務等がある場合には、防犯対策等所要の措置を講じつつ、帰還困難区域内の主要幹線道路の通過を認める枠組みについて協議を行ったところであり、協議の結果については、別紙のとおり申し合わせる。

帰還困難区域の特別通過交通に関する申し合わせ

1. 本申し合わせの参加者

原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村^(※1)とする。

(※1) 旧緊急時避難準備区域に該当する市町村又は避難指示区域に該当する市町村を指し、具体的には、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村をいう。

2. 基本的な枠組み

帰還困難区域に立ち入るためには、帰還困難区域の公益立入り制度では、帰還困難区域が設定されている市町村（以下、「帰還困難区域市町村」という。）^(※2)が認める必要があるところ、本申し合わせをもって、帰還困難区域市町村は、要件に合致する案件につき予め認める枠組を設定するものとする。

(※2) 平成25年6月3日時点において、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が該当。

3. 対象ルート区分

	対象ルート (注1)	地点	入域可能時間	対象者及び 対象ケース	通行証及び ステッカーの要否
(1)	国道6号/国道6号～県道36号	浪江フローラ前 -旧富岡消防署 前/浪江フローラ前-大菅ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(2)	常磐自動車道 (注2)	帰還困難区域を 通過する区間	制限なし	制限なし (高速自動車国道法の定めるところによる)	不要
(3)	国道114号	浪江IC-旧室原ゲート	制限なし	制限なし (原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(4)	国道114号 (3)を除く。	浪江IC-津島ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(5)	県道34号	国道114号- 帰還困難区域境	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(6)	県道49号	国道114号- 原浪トンネル南ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(7)	国道288号～ 県道35号	中屋敷ゲート- 野上橋ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(8)	県道50号	国道114号- 帰還困難区域境	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(9)	県道35号	国道114号- 県道253号	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(10)	県道253号	県道35号-酒井地区の帰還困難区域境	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(11)	国道399号	国道114号- 葛尾村境	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要

(12)	国道459号	国道399号－川俣町境	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(13)	町道東15号～県道252号～町道西13号～町道西9号～町道西20号	県道35号－国道6号	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(14)	県道252号	町道東15号－国道6号	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要
(15)	県道35号～国道288号	県道253号－山神ゲート	制限なし	制限なし (自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除く)	不要

(注1) 対象ルート以外のルートの通行は、緊急事態(例：申請書に記載した道路状況が突然の自然災害等により悪化し、やむを得ず当該道路以外の道路を通行する場合)を除き認められない。

(注2) 後掲4. について、適用しない。

4. スクリーニング

通行者は、参考資料のスクリーニング場等を活用しつつ、自らの責任において適切にスクリーニングを実施することができる。なお、スクリーニングを実施する場合は、帰還困難区域を退出する際に行う。

5. 線量計等及び防護装備

線量計等及び防護装備は、必要に応じて、通行者自らが準備し携行する。

6. その他

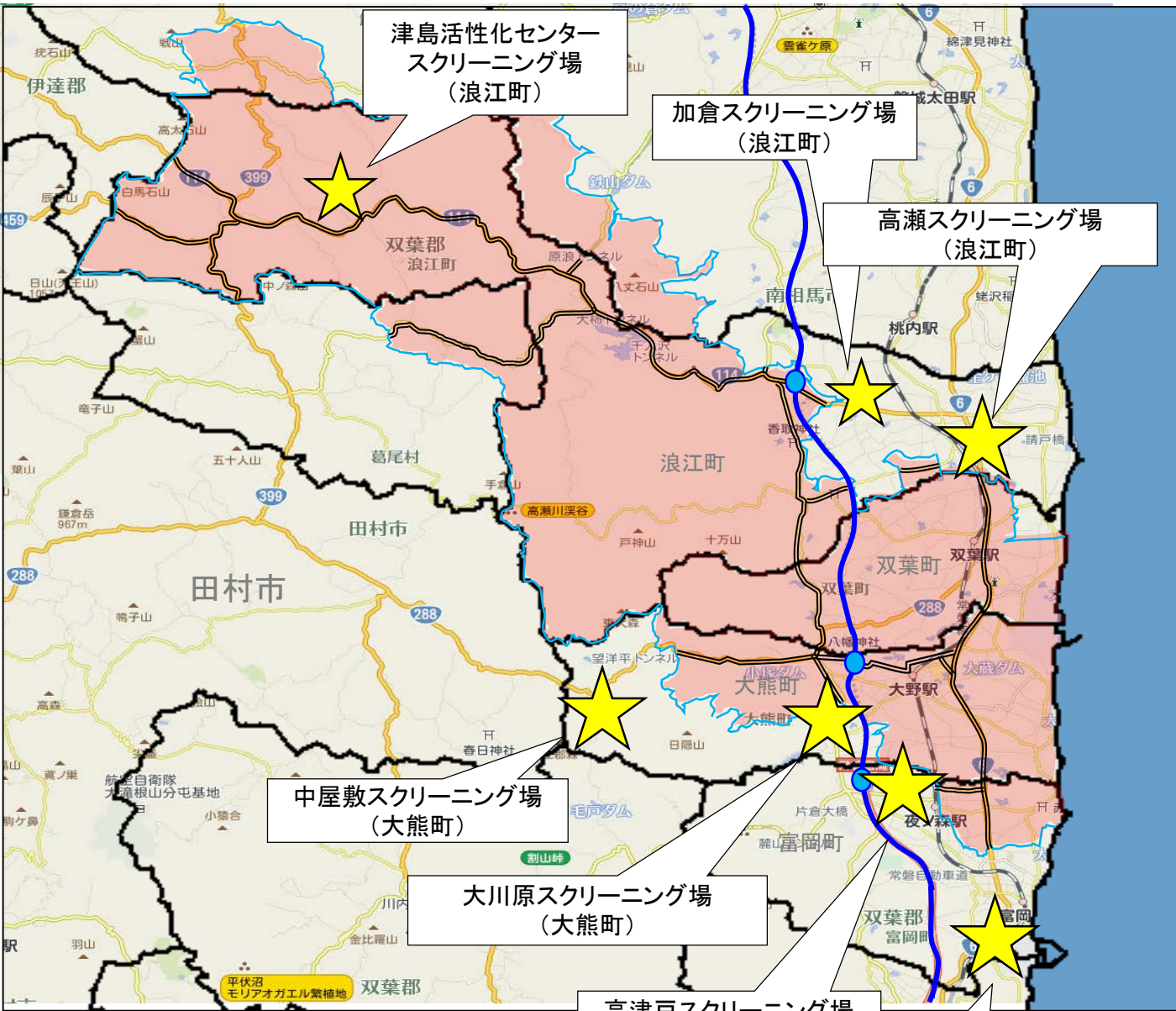
(1) 本件に関して見直しの必要が生じた場合には、関係市町村等が協議し、調整する。

(2) 本件の実施に関する必要な事項については、関係市町村等で相互に調整の上で、定めることができる。

7. 経過措置

本文3. の(15)にかかる改定については、令和元年9月5日12:00から適用する。

スクリーニング場及び特別通過交通ルート



凡例

- ★ スクリーニング場
- ==== 特別通過交通ルート
(通行証及びステッカーが不要なルート)
- 常磐自動車道